

【資料 3-1-5】

2006年4月27日、
シンガポール競争委員会に提出

定期船社間協定に対するシンガポール競争法包括適用除外規則案に対する 日本船主協会コメント（要旨）

シンガポール競争委員会(CCS)は、今回提案した同国競争法包括適用除外規則案(規則案)について、日米欧を含む世界主要国・地域で現在運用されている法制度に幅広く整合し、海運業界に確実性をもたらすものであるとの見解を示しており、日本船主協会は、この見解を共有するものである。今回の規則案は、外航船社間協定が海上貿易にもたらしている多大な経済的利益—これは歴史的に認知されているものである—を正しく認めるものである。

当協会は、外航船社間協定に対する競争法適用除外制度は、不必要な事務手続きを強いることなく、外航海運の状況変化に応じるための十分な柔軟性を船社に与えるべきものである、との規則案の根拠を支持するものである。

従って当協会は、規則案およびその根拠を全体として支持し、CCS に対し予定通り規則案を施行することを要請するものである。

以上